

低所得者世帯に対する給付金

種類	住民税 均等割のみ課税世帯	【こども加算】 低所得者の子育て世帯
条件	2023(令和5)年12月1日に浜松市に住民票がある世帯 ※住民税が課税されている人の扶養親族だけの世帯などは、受給できません 令和5年度の住民税所得割が課せられていない者のみで構成されている世帯 ※ただし、令和5年度の住民税均等割非課税世帯は除きます	令和5年度の住民税均等割非課税世帯または令和5年度の住民税均等割のみ課税世帯のうち、2023(令和5)年12月1日に18歳以下の子供(2005(平成17)年4月2日以降に生まれた子供)がいる世帯
給付額	10万円(1世帯あたり)	5万円(18歳以下の子供1人につき)
案内	3月中旬ごろから対象と思われる世帯へ案内を送付しています。	【住民税均等割非課税世帯分を受給した世帯】 住民税均等割非課税世帯分(7万円)とは別に、2月末ごろから対象と思われる世帯へ案内を送付しています。 【住民税均等割のみ課税世帯分の支給対象世帯】 3月中旬ごろから対象と思われる世帯へ案内を送付しています。 ※案内は住民税均等割のみ課税世帯分(10万円)と同じものです
手続き 締切	詳細は届いた案内を確認してください 2024(令和6)年5月31日(金)(当日消印有効)	
その他	(1) 低所得者の子育て世帯について、同一世帯に令和5年12月2日以降に生まれた子供がいる場合や、別世帯(単身で学校の寮に入っている場合など)だが扶養している子供がいる場合は、給付金がもらえる可能性があります。コールセンターにお問い合わせください。 (2) 離婚、死別などで、世帯の全員が均等割のみ課税世帯になった場合は、給付金がもらえる可能性があります。コールセンターにお問い合わせください。 (3) 自分が対象だと思われるのに案内が届かない場合は、コールセンターに連絡してください。	
問合せ	浜松市重点支援給付金コールセンター ☎0120-034-053 (8:30 ~ 17:15 土・日曜日、祝日はお休み)	



新型コロナウイルスワクチン接種について

新型コロナウイルスワクチンの臨時接種(無料)は、2024(令和6)年3月31日で終了しました。2024(令和6)年4月からは、予防接種法に基づく定期接種(季節性インフルエンザの定期接種と同様)となります。2024(令和6)年度のワクチン接種について、3月5日時点の情報は以下の通りです。

対象者	① 65歳以上の人 ② 一定の基礎疾患を有する60～64歳の人(インフルエンザワクチンなどの対象者と同様) ※接種日時点の年齢
期間	秋冬
回数	年に1回
費用	有料(自己負担額は未定)
使用するワクチン	未定(国において毎年見直し)
※未定となっている項目は決まり次第お知らせします	

Q 対象者以外の人は接種ができますか?
A 全額自己負担で、接種をすることができます。接種時期、費用などは医療機関ごとに異なります。

新型コロナワクチン
接種について

